

年賀郵便物の自動転送の実施について

1 概要

新潟県内局(佐渡島内局を除く)における年賀郵便物の自動転送を次のとおり実施する。

2 年賀郵便物の自動転送実施概要

エリア	対象局						実施期間(●:実施日)			
	旧支店	旧集配センター					12月15日～1月3日	12月31日	1月4日以降	
95	三条	下田					●	●	1月4日(火)以降は、全ての郵便物を通常期と同様に実施。	
	燕	巻	分水	越後吉田	西川		●	●		
	白根						●	●		
	見附						●	●		
	加茂						●	●		
	新発田	聖籠	紫雲寺	川東	加治	菅谷	●	●		
	村上	大川谷					●	●		
中条	関川					●	●			
94	柏崎	荒浜駅前	新道	田尻	中鯖石	北条	礼拝	●		●
	長岡西	来迎寺	七日町					●		●
	高田	頸城	越後明治	浦川原	菱里	大平	牧村	●		●
		新井	妙高高原	関山	潟町	柿崎	吉川	●		●
	小千谷	片貝	竹沢	川口	岩沢	守門		●		
	六日町	塩沢	湯沢	五日町	石打			●		

※佐渡島内局を除く。

※網掛け部分はマネジメント統合局。

※表中に記載のない郵便物は、年賀郵便物の自動転送を実施しません。